

種目① 介護・訓練支援用具

給付の対象となる用具の基準額は、当表の種目①から⑥までに定める額に、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件（平成3年厚生省告示第130号）に基づいて消費税が課税されない物品については、100分の106を乗じて得た額とし、消費税が課税される物品については、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該基準額を下回る額の用具は、当該用具の額とする。

用具の名称		対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
特殊寝台					
1	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	難病患者等で寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000
2					
特殊マット					
1	下肢又は体幹機能障害2級以上（常時介護を要する者に限る）	難病患者等で寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600
2					
特殊尿器					
1	下肢又は体幹機能障害2級以上（常時介護を要する者に限る）	難病患者等で自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000
2					
入浴担架					
	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る）		障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400
体位変換器					
1	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着の交換等に当たって家族等他人の介助を要する者に限る）	難病患者等で寝たきりの状態にある者	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	15,000
2					
移動用リフト					
1	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が障害者等を移動させるにあたって容易に使用し得るもの（ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く）	4年	159,000
2					
訓練いす（児のみ）					
	下肢又は体幹機能障害2級以上の者（原則として3歳以上の児童）		原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年	33,100
訓練用ベッド					
1	下肢又は体幹機能障害3級以上の者（原則として学齢児以上の児童）	難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200
2					